

# 後期高齢者医療制度 (長寿医療制度)について



後期高齢者医療制度の保険証が同封されています。  
医療機関で受診するときは、必ず窓口へ提示してください。



秋田県後期高齢者医療広域連合

<http://www.akita-kouiki.jp/>

(平成21年7月作成)

## 対象となる方は?



- 75歳以上の方
  - 65歳以上で一定の障がいがあり、広域連合の認定を受けた方
- 一定の障がいの程度

| 判定基準となる証書等 | 障害の程度  |
|------------|--|
| 身体障害者手帳    | 1級、2級、3級、<br>4級認定の一部<br>(音声機能、言語機能または<br>そしゃく機能の4級、下肢障害の<br>4級の1号、3号、4号) |
| 療育手帳       | 重度(A)  |
| 精神障害保健福祉手帳 | 1級、2級  |
| 障害年金証書     | 1級、2級  |

- 75歳になった方は、これまで加入していた医療保険(国保・社保・共済組合等)を脱退し、自動的に後期高齢者医療に加入します。申請の手続きは必要ありません。
- 障害者認定により後期高齢者医療に加入した方については、75歳の誕生日を迎えるまでは、いつでも脱退することができます。脱退する場合は市町村に申請をして下さい。

## 医療機関で受診するときは?

国保等の医療保険と同様に、かかった医療費の一部を負担します。

●一般の方 ..... 1割

●現役並み所得のある方 ..... 3割

(医療費が145万円以上ある方)

ただし、70歳以上または後期高齢者医療の被保険者の収入合計が2人以上で520万円未満、1人で383万円未満であると申請した場合は1割となります。

世帯の全員が住民税非課税の場合、入院時の窓口負担額や食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付が受けられます。(申請が必要となります。)

入院の際は、必ず医療機関に提示してください。

●区分I 世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は80万円として計算)を差し引いたとき0円になる方。  
老齢福祉年金を受給されている方。

●区分II 世帯の全員が住民税非課税の方。(区分I以外の方)

## 受けられる給付は?

お医者さんの診察や治療代の他にも、さまざまな給付が受けられます。

※「ゆうちょ銀行」に振込ができるようになりました

### 申請が必要な給付(申請は市町村の窓口へ)

#### 高額療養費

1か月の医療費の窓口負担額が下記の表を超えた場合、高額療養費として支給されます。

一度申請すると、次から自動的に振込されます。

|                 | 外来(個人単位) | 外来+入院(世帯単位)                    |
|-----------------|----------|--------------------------------|
| 現役並み<br>所得者     | 44,400円  | 80,100円+<br>(医療費-267,000円)×1%* |
| 一般              | 12,000円  | 44,400円                        |
| 区分Ⅲ<br>(2ページ参照) | 8,000円   | 24,600円                        |
| 区分Ⅰ<br>(2ページ参照) | 8,000円   | 15,000円                        |

\*過去12か月以内に4回以上支給があった場合、4回目以降が44,400円となります。  
※7歳になった月は、上記表の半額となります。

【申請に必要なもの】印かん、謹帳、保険証

## 療養費

お医者さんが治療のため必要と認めたコレセットなどの補助具代がかかったり、やむを得ない事情で保険証を持たずにお医者さんにかかったときには、申請して認められると療養費として支給されます。

【申請に必要なもの】診断書、コレセットや補助具購入時の領収書、印かん、通帳、保険証



## 移送費

お医者さんの指示により、やむを得ない理由で転院などの移送に費用がかかったとき、申請して認められると移送費として支給されます。

【申請に必要なもの】移送先の領収書、印かん、通帳、保険証



## 葬祭費

被保険者が亡くなったとき、その葬儀を行った方に葬祭費として5万円が支給されます。

【申請に必要なもの】印かん、通帳、保険証

新設

## 高額医療・介護合算療養費

お医者さんにかかったり、介護保険のサービスを利用したときの年間分の負担額が限度額を超えた場合、申請して認められると超えた分が支給されます。(詳細は後日お知らせします。)



## 保険料は？

後期高齢者医療制度では、原則として被保険者全員が保険料を納めます。皆さんのが納める保険料は制度を支える大切な財源となります。

被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計になり、個人単位で算出されます。

$$\text{保険料(年額)} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

※100円未満四捨五入  
均等割額  
38,426円  
所得割額  
所得金額×7.12%

※保険料の上限額は50万円です。※所得金額は、基礎控除後の金額です。

## ■保険料の軽減は？

所得の低い世帯の方には、世帯主と被保険者の所得に応じて、均等割額や所得割額が、軽減される措置があります。

## ■保険料の納め方

保険料は、原則年金から天引き(特別徴収)されますが、年金の額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が、年金受給額の2分の1を超える方は、納付書や口座振替により納めていただきます。(普通徴収)

なお、年金天引きについては口座振替に変更することができます。これにより、世帯全体の所得税額や住民税額が少なくなる場合があります。

## 後発医薬品(ジェネリック医薬品)ってご存知ですか?

医師から処方されるお薬には、新薬(先発医薬品)とジェネリック医薬品(後発医薬品)の2種類があります。

医薬品の開発には長い時間と多くの費用がかかることから、新薬は一定期間、特許に守られ販売されます。

一方、ジェネリック医薬品は、新薬の特許期間の終了後に、新薬と同じ成分を使って製造されるもので、効き目や安全性は確認されています。

また、新薬に比べて一般的に低価格であり、お薬によっては、3割以上、中には5割以上安くなる薬もあります。

ジェネリック医薬品の種類は、高血圧や高脂血症のお薬、糖尿病のお薬など、さまざまな症状に対応したものがあり、その形態も、カプセル・錠剤・点滴剤など、さまざまなものがあります。

ジェネリック医薬品を希望される方は、かかりつけの医師・薬剤師にご相談ください。



## こんなときは14日以内に申請・届出を

| こんなとき                     | 届出に必要なもの                         |
|---------------------------|----------------------------------|
| 65歳～74歳で、一定の障害のある方が加入するとき | 保険証、印かん<br>受給している年金証書<br>身体障害者手帳 |
| 65歳～74歳で、一定の障害のある方が脱退するとき | 保険証、印かん                          |
| 県外へ転出するとき                 | 保険証、印かん                          |
| 県外から転入するとき                | 負担区分証明書、印かん                      |
| 秋田県内で住所が変わったとき            | 保険証、印かん                          |
| 生活保護を受けるようになったとき          | 保険証、印かん                          |
| 死亡したとき                    | 死亡した方の保険証、印かん                    |

申請や届出・各種相談は  
**お住まいの市町村の窓口で!**

■お問い合わせ――

お住まいの市町村後期高齢者医療担当課または  
秋田県後期高齢者医療広域連合業務課 ☎018-853-7155